

地震による損害を補償する 損害保険

地震・噴火またこれらによる津波を原因とする損害（火災・損壊・埋没・流失）によって建物または家財に被害を受けた場合には、地震保険により保険金をお支払いします。



地震保険で
補償される損害



地震により火災が発生
家が焼失した



地震により
家が倒壊した



津波により
家が流された



液状化により
家が傾いた

- 地震保険は単独では加入できず、
火災保険とセットで加入する必要があります。
※火災保険の契約期間中でも地震保険に加入できます。

地震保険の対象・契約金額・限度額

	建物	家財
契約金額	契約金額の 30~50%	
限度額	5,000万	1,000万

地震保険で支払われる保険金(例)

		全損	大半損	小半損	一部損
損害の状況	建物				
	家財				
基礎・柱・壁・屋根などの損害額が		建物の時価の 50% 以上	建物の時価の 40~50% 未満	建物の時価の 20~40% 未満	建物の時価の 3~20% 未満
家財の損害額が		家財の時価の 80% 以上	家財の時価の 60~80% 未満	家財の時価の 30~60% 未満	家財の時価の 10~30% 未満
支払われる保険金		契約金額の 100%	契約金額の 60% (時価の60%が限度)	契約金額の 30% (時価の30%が限度)	契約金額の 5% (時価の5%が限度)

※地震保険以外の保険（火災保険、自動車保険、傷害保険など）では、原則として地震・噴火・津波による損害は補償の対象となりません。
ただし、地震・噴火・津波による損害を補償する特約が付帯されている場合は保険金をお支払いいたします。

損害保険各社では、地震保険をご契約されている建物または家財について、地震による損害を調査し、一定以上の損害が発生している場合には保険金をお支払いいたします。
詳しくは損害保険代理店または損害保険会社にご連絡ください。



関東支部啓発キャラクター
マモルン マモン